

かすみがうら市教育委員会 8月定例会会議録

1 招集期日

平成 29 年 8 月 23 日 (水)

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委 員	中 島 和 彦
委 員	宮 本 雪 代
委 員	坂 本 雅 子

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	飯 田 泰 寛
学 校 教 育 課 長	山 内 美 則
生 涯 学 習 課 長	中 泉 栄 一
ス ポ ー ツ 健 康 づ くり 企 画 監	金 子 俊 文
教 育 指 導 室 長	岡 野 浩 則
歴 史 博 物 館 長	齋 藤 裕 之
霞ヶ浦中地区公民館長	齋 藤 英 憲
千代田中地区公民館長	欠 席
下稲吉中地区公民館長	川原場 宗 徳
図 書 館 長	和 田 哲 男
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	加 藤 洋 一
学 校 教 育 課 総 務 担 当 係 長	岩 田 幸 生

6 協議事項

議案第 26 号 議案に係る意見聴取について

(平成 28 年度かすみがうら市一般会計決算の認定について)

議案第 27 号 かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について

議案第 28 号 かすみがうら市立千代田中学校区統合小学校整備基本計画策定委員会設置要綱について

議案第 29 号 議案に係る意見聴取について

(平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 3 号) について)

7 会議の概要

開会 午前 9 時 00 分

開会 午前9時00分

学校教育課長補佐： 起立，礼，着席。
それでは，これより教育委員会を開催したいと思いますので，教育長よろしくお願いします。

教 育 長： おはようございます。
本日は，4名の委員さんが出席されておりますので，会議は成立いたします。これより，8月の定例教育委員会を開催いたします。
次に，「教育長報告について」，私よりご報告させていただきます。
資料により説明する。（8月の教育長事務報告，内容省略）
ただいまの報告について，何かご質疑などございましたらお願いします。
（「質疑なし」の声あり）
特にございませんか。ないようでしたら，議事にはいります。
議案第26号 議案に係る意見聴取について
（平成28年かすみがうら市一般会計決算の認定について）
議案第26号について，学校教育課，生涯学習課の順で説明を求めます。

学校教育課長： それでは，別冊資料をご覧いただきたいと思います。平成28年度かすみがうら市歳入歳出決算書でございます。学校教育課所管の歳入決算からご説明申し上げます。

17・18ページをご覧ください。「14款2項6目1節，小学校費補助金」「特別支援教育奨励費補助金」について，特別支援学校に在籍する児童への奨励費に対する助成でございます。国の補助率は2分の1，金額は974,000円でございます。続きまして，「理科教育振興備品購入補助金」について，理科の教材の購入に対する助成，国の補助率2分の1，金額は723,000円でございます。続きまして，「学校施設環境改善交付金」について，下稲吉小学校の中央校舎・東校舎の改築工事に対する助成でございます。国の補助率3分の1，金額は25,774,000円でございます。続きまして，「観察実験アシスタント事業補助金」について，小学校の理科実験補助員の配置に対する助成でございます。国の補助金3分の1，金額は908,000円でございます。続きまして，「へき地児童生徒援助費等補助金」について，南小学校・北小学校スクールバスに対する助成でございます。国の補助金2分の1，金額は33,027,000円でございます。

次に「14款2項6目2節，中学校費補助金」「特別支援教育奨励費補助金」について，特別支援学校に在籍する児童への奨励費に対する助成でございます。国の補助率は2分の1，金額は480,000円でございます。続きまして，「理科教育振興備品購入補助金」について，理科の教材の購入に対する助成，国の補助率2分の1，金額は674,000円でございます。続きまして，「学校施設環境改善交付金」について，霞ヶ浦中学校の校舎大規模改築改造工事に対する助成でございます。国の補助率3分の1，金額は77,300,000円でございます。続きまして，「へき地児童生徒援助費等補助金」について，霞ヶ浦中学校スクールバスに対する助成でございます。国の補助金2分の1，金額は11,352,000円でございます。続きまして，「要保護児童生徒援助費補助金」について，要保護の生徒の就学支援に対する助成でございます。国の補助率2分の1，金額は86,000円でございます。

次に24ページをご覧ください。「15款3項5目1節，教育総務費委託金」「学力向上サポートプラン事業委託金」について，夏休みに実施する『学びの広場』に対する県委託金でございます。全額助成，金額は410,800円でございます。

次に 26 ページをご覧ください。「18 款 1 項 3 目 1 節，地域づくり基金繰入金」「英語指導助手設置事業」について，小学校における英語指導助手 ALT 配置に係る費用に充当するのでございます。金額は 4,179,600 円でございます。続きまして，「18 款 1 項 5 目 1 節，地域振興基金繰入金」「中学校管理運営事業・小学校管理運営事業」について，中学校については，霞ヶ浦中学校のスクールバス運行事業の地元負担分に充当しております。金額は 27,330,900 円でございます。小学校につきましては，南小学校・北小学校スクールバス運行事業の地元負担分に充当しております。金額は 104,662,200 円でございます。続きまして，「18 款 1 項 6 目 1 節，公共施設等整備基金繰入金」「教職員住宅維持管理事業」について，教職員住宅の解体工事に係る費用へ充当しております。金額は 13,768,920 円でございます。次に，「下稲吉小学校施設整備事業」について，下稲吉小学校の中央校舎・東校舎の改築工事に係る地元負担分へ充当しております。金額は 18,939,000 円でございます。

続きまして歳出決算をご説明申し上げます。35 ページからが歳出決算に関する記載でございます。39 ページ以降の「10 款 1 項教育総務費，2 項学校費，3 項中学校費」が学校教育課が所管する部分でございます。

44 ページをご覧ください。歳出の決算につきましては，事業数が多いため前年度と比較して大幅な増減があった事業及び新規事業についてご説明いたします。

「10 款 1 項 2 目 4 節，教育委員会事務局運営事業（政策）」よりご説明いたします。こちらは教育振興基本計画策定に係る決算でございます。5,257,400 円の決算額となります。前年度 4,224 千円ほど増額となっております。内容としまして，計画策定にあたり業務委託をしたためでございます。

続きまして，「10 款 1 項 3 目 4 節，教育指導事業（政策）」について，中学校の教師用指導書の整備に係る費用で，7,251,220 円の決算額となりまして，前年度と比較して 12,026 千円程度減額となります。前年度は小学校分の指導書を整備しました。小学校は数も多く教員も多いため前年度決算額と比較すると大幅な減額となりました。

続きまして 46 ページ，「10 款 1 項 3 目 30 節，学校統合推進事業（政策）」について，4,670,657 円の決算額でございます。小中学校の統合の推進のための経費でございます。前年度は霞ヶ浦北小学校と霞ヶ浦南小学校で統合後の円滑な学校運営を図るために T T 非常勤講師を 1 名ずつ配置した費用でございます。前年度と比較した決算額は 1,100 千円程度減額となりました。前年度は小学校の統合を目指しておりまして，校歌・校章の作成並びに引越業務などにより平成 27 年度は決算額が大きくなりました。平成 28 年度決算はそれらが完了したことから決算額が大きく減額となりました。

続きまして 48 ページ，「10 款 2 項 1 目 5 節，小学校管理運営事業（政策）」について，平成 28 年度からの新規事業となります。内容としまして，学校校務員とスクールバスの運行に係る経費でございます。学校校務員につきましては，新治小学校に 1 名，霞ヶ浦北小学校に 1 名配置しまして，新治小学校に配置した校務員は上佐谷小学校と下稲吉小学校にも派遣しております。霞ヶ浦北小学校からは霞ヶ浦南小学校にも派遣しております。スクールバスにつきましては，霞ヶ浦南小学校 10 台，霞ヶ浦北小学校 8 台それぞれバス運行に係る経費でございます。

続きまして，「10 款 2 項 1 目 6 節，小学校施設維持管理事業」について，前年度と比較しまして，23,000 千円程減額となっております。需用費・役員費・委託料が学校統合により減額となりました。

続きまして 50 ページ、「10 款 2 項 1 目 10 節，小学校給食管理運営事業（政策）」でございます。内容については，小学校給食業務委託に係る事業でございます。学校統合により調理員数が減りまして，その結果事業費が減額となりました。

続きまして「10 款 2 項 1 目 13 節，旧小学校施設管理事業」でございます。こちらの事業は平成 28 年度からの新規事業でございます。学校統合により廃校となった 6 小学校「下大津・牛渡・佐賀・安食・志士庫・穴倉小学校」の維持管理に係る事業で 18,111,829 円の決算額でございます。

続きまして 52 ページ「10 款 2 項 2 目 3 節，小学校図書室運営事業（政策）」で，図書室の運営に係る経費でございます。前年度と比較して 1,290 千円程増額となっております。平成 27 年度は学校統合前の調整により減額をしていましたが，学校が統合したため児童用図書に係る経費を 1 クラス 25,000 円として設定し，103 クラス分 2,571,111 円の図書購入経費でございます。

続きまして「10 款 2 項 3 目 5 節，小学校施設耐震促進事業（政策）」でございます。廃校となった 6 校の体育館の耐震補強及び耐震対策設計業務委託に係る経費 11,232,000 円でございます。前年度と比較しますと 48,932 千円程度減額となっております。平成 28 年度決算額は設計作業のみの支出で，工事は実施しておりません。

続きまして「10 款 2 項 3 目 7 節，下稲吉小学校施設整備事業（政策）」でございます。こちらの事業は下稲吉小学校の中央校舎及び東校舎の改築工事と解体工事に係る費用でございます。平成 27・28 年度の継続事業でございます。

続きまして 54 ページ「10 款 2 項 3 目 9 節，美並小学校施設統合環境整備事業（政策）」でございます。こちらの事業は統合小学校として使用するための環境整備事業でございます。平成 28 年度は霞ヶ浦南小学校の外構工事を実施しました。事業費は前年度から繰越した額でございます。

続きまして「10 款 2 項 3 目 11 節，北中学校施設統合環境整備事業（政策）」でございます。こちらの事業も統合小学校として使用するための環境整備事業でございます。平成 28 年度は霞ヶ浦北小学校の歩道整備工事及び屋外運動場整備工事を実施しました。事業費は前年度から繰越した額でございます。

続きまして「10 款 3 項 1 目 4 節，中学校施設維持管理事業」でございます。こちらの事業は中学校の施設維持管理に係る経費で 29,055,158 円の決算額で，前年度と比較して 8,700 千円程減額となります。内容は光熱水費・修繕料等が 5,000 千円以上減額となっております。

続きまして「10 款 3 項 1 目 5 節，中学校施設維持管理事業（政策）」でございます。こちらの事業は千代田中学校の屋根補修第 1 期工事に係る経費でございます。前年度と比較して 12,000 千円程減額となります。平成 27 年度事業は下稲吉中学校校舎トイレ大規模改造工事を実施しました。

続きまして 58 ページ「10 款 3 項 1 目 8 節，中学校給食管理運営事業（政策）」でございます。前年度と比較して 2,800 千円程増額となっております。理由については，下稲吉中学校のボイラー並びにガス回転釜の修繕に係る費用を支出しました。

続きまして 60 ページ「10 款 3 項 3 目 7 節，霞ヶ浦中学校施設統合環境整備事業（政策）」でございます。霞ヶ浦中学校校舎の大規模改造工事に係る費用で，事業費は前年度から繰越した額でございます。給食室改築工事につきましては，設計単価の入替業務のみ実施し，工事は平成 29 年度へ繰越をして現在工事を実施しております。

学校教育課が所管する事業の説明は以上でございます。

教 育 長 : 続いて、生涯学習課説明をお願いします。

生涯学習課長 : 生涯学習課からの説明はスポーツ健康づくり担当事業を除いた社会教育・文化振興・公民館・図書館・歴史博物館の順に説明させていただきます。スポーツ健康づくり担当事業については、説明終了後、担当企画監より説明いたします。

それでは、生涯学習課所管の歳入決算からご説明申し上げます。15・16ページ「13款1項5目教育使用料」1節が公民館使用料となります。こちらは、霞ヶ浦、千代田両地区の公民館使用料になります。収入率が109%でございます。歴史博物館使用料収入率107%となっております。

続きまして、「14款2項6目4節、社会教育費補助金」国宝重要文化財等保存整備費補助金1,200,000円の歳入につきましては、開発行為や住宅建設等に伴う埋蔵文化財の所在確認に対しての試掘調査費用と調査報告書作成の国庫補助金でございます。補助率は1/2、収入率は78.74%となっております。

続きまして、「15款1項7目1節、社会教育費補助金」放課後子ども教室推進事業費補助金89,000円の歳入と土曜日の教育支援体制等構築事業補助金39,000円になります。補助率は共に1/3、収入率は27.52%となります。事業内容につきましては、歳出決算の際に説明させていただきます。

続きまして、29ページ「20款5項7目1節、教室・講座及び大会参加料」1,712,980円の内、1,386,690円がスポーツ部門を除いた生涯学習分野の収入になります。次に、沖縄子ども探検隊事業参加負担金1,000,000円。また、郷土資料館特別企画展図録販売代252,138円及び図書館利用カード再発行3,900円。郷土資料館共通利用料106,600円。他にその他6,841,962円の内、帆引き船DVD作成のための一般社団法人地域創造からの助成金2,000,000円と青少年相談員店舗訪問業務補助金6,230円が含まれております。

続きまして歳出決算をご説明申し上げます。

36ページをご覧ください。「7款1項4目10富士見塚古墳公園管理運営事業」について、事業内容としましては富士見塚古墳公園の保全管理施設展示の充実を図るための経費で、主な支出は市シルバー人材センターへの公園管理委託と土地借上げ料となっております。執行率は98.56%でございます。

続きまして、「10款4項1目2生涯学習推進事業」について、ライフステージに合わせた子ども大学・大人大学・高齢者大学等様々な事業を展開しております。主な支出内容ですが経常経費については、2名の社会教育委員の報酬となりまして、政策経費については、講座に係る講師謝礼でございます。執行率はそれぞれ91.17%、74.40%になります。

続きまして、「10款4項1目4青少年育成事業」について、青少年健全育成のため様々な事業を展開しております。中でも成人式実行委員会及び高校生会は生涯学習推進事業の大人クラブと合わせて地域の担い手育成対策として力を入れて事業を展開しております。主な支出内容ですが経常経費については、青少年相談委員報酬1,170,000円、政策経費については、家庭の教育力充実事業1,189,606円、沖縄こども探検隊事業業務委託2,374,402円等でございます。執行率はそれぞれ97.41%、94.47%でございます。

続きまして、「10款4項1目7女性団体行政事業」について、市内二つの女性団体に補助金を交付しております。執行率は100%でございます。

続きまして、「10款4項1目9学校家庭地域の連携協力推進事業」につ

いて、地域の子どもは地域で育てることを基本理念に下稲吉中学校区において、下稲吉中学校区三校連支援ボランティアに委託する形で、放課後子ども教室推進事業を委託しまして下稲吉中学校での放課後学習支援の実施、下稲吉東小学校での放課後体験教室を行っております。また土曜日の教育支援体制等構築事業業務委託としまして、稲吉児童館での土曜日の学習支援「いなよし学習ひろば」に取り組んでおります。いなよし学習広場に関してですが、昨年度文部科学大臣表彰を頂いております。執行率は29.43%でございます。執行率の低い理由は三校連支援ボランティア事業の不用額が出たためと、平成28年度から事業化を目指していた霞ヶ浦中地区での学習支援が実施できなかったためです。霞ヶ浦中地区での学習支援につきましては、平成29年7月15日から深谷地区で70年以上歴史のある剣道道場で青少年の健全育成に取り組んでいる「運武館」にて事業を委託し、その名称として、寺子屋「運武館」として事業を開始しています。

続きまして、「10款4項1目10生涯学習市民協働事業」について、市民有志の方で構成する実行委員自らの企画運営による生涯学習イベント及びフェア開催のための事業でございます。事業費は実行委員への委託費で100%の執行率でございます。

続きまして、「10款4項1目11生涯学習情報提供事業」について、生涯学習課で取り組む様々な事業に関する話題の提供としての事業でございます。生涯学習の新たなファン開拓に取り組んでおります。主な支出としまして、広報誌マナビイガイド発行に係る印刷代となります。執行率は75.15%でございます。

続きまして、「10款4項2目2公民館運営審議会事業」について、公民館運営審議会は公民館活動に対しての提言などを受けるため社会教育関係者・学区教育関係者及び学識経験者合わせて15名を要する組織で会議を開催して提言を頂いております。支出は委員報酬のみになります。

続きまして、「10款4項2目4公民館活動推進事業」について、中学校区ごとの三つの地区公民館のコミュニティ推進委員及び霞ヶ浦中地区の分館長並びに公民館役員の報酬になります。執行率は98.59%でございます。

続きまして、「10款4項2目8千代田公民館管理事業」について、千代田公民館の管理費でございます。主な支出としまして、光熱水費・シルバー人材センターによる施設管理・土地借上げ料などがございます。執行率は94.79%でございます。

続きまして、「10款4項2目16公民館コミュニティ活動事業」について、中学校区ごとに新たに設置された三つの地区公民館において従来の行政主体の活動に参加するのではなく、地区の財産や課題をテーマに地区住民のリーダーであるコミュニティ推進委員が中心となって地区住民自ら企画運営する公民館運コミュニティ事業を市民協働の関係で事業を展開しております。霞ヶ浦中地区では以前から取り組んでおりましたが、千代田中地区並びに下稲吉中地区では平成28年度からの新規事業でございますが、新たな二つの地区では積極的に事業を展開し取り組んでいただいております。大きな成果があるのではと思っております。主な支出としまして、霞ヶ浦中地区公民館の移動講座に係るバス借上げ料や千代田中地区公民館視察研修に係るバス借上げ料。また、下稲吉中地区公民館のイベント「みんなの夏祭り」に係るイベント機材等借上げ料でございます。

続きまして、「10款4項2目17.18.19霞ヶ浦中地区・千代田中地区・下稲吉中地区公民館講座事業」について、主な支出は各地区公民館が開催する各講座に係る謝礼でございます。文化協会加盟団体及び加盟者数が年々減少しておりまして当初からサークル化を目指した講座を開講すること

を目的にしております。これらの講座開講場所は地区に所在する公共施設にて開講しておりますが、市民の方であればどの地区の講座にも参加できる仕組みとなっております。執行率は霞ヶ浦中地区 87.81%、千代田中地区 86.99%、下稲吉中地区 91.70%でございます。

続きまして、「10 款 4 項 2 目 20 旧地区公民館管理事業」について、霞ヶ浦地区の小学校ごとに設置しておりました以前の地区公民館については、市の方針として平成 27 年度以降地区公民館としての位置づけが無くなりましたが、地区住民の強い要望もございまして、現在、市長部局の財産調整室で進める公共施設の適正配置による恒久的な取扱いが決定するまでの間は地域住民の協力をいただきながら暫定的に市民協働の関係で管理運営をすることとなりました。本事業は五つの旧地区公民館に関する管理事業でございます。主な支出は、光熱水費・修繕料でございます。執行率は 89.28%でございます。

続きまして、「10 款 4 項 3 目 2 文化財保護事業」について、文化財保護全般に係る事業を実施しております。主な支出は、文化財並びに史跡管理に係るシルバー人材センターによる作業委託及び文化財保存対策補助金の支出でございます。

続きまして、「10 款 4 項 3 目 4 埋蔵文化財事業」について、先ほど関連する歳出決算において説明させていただきましたが、国からの補助金を受けまして調査を要する埋蔵文化財の試掘及び発掘の経費でございます。主な支出は、試掘及び発掘に係る作業員の賃金並びに作業用重機の借上げ料でございます。執行率 97.62%でございます。

続きまして、「10 款 4 項 3 目 7 文化芸術振興事業」について、文化協会及び協会加盟団体の各種活動であります健康づくり並びに仲間づくりなど様々な観点から発表の場の提供、事務局の業務を支援してございます。現在文化協会加盟団体加盟者数が減少していることからその対策として新しい会員募集のため各文化団体の主催する文化団体自主講座の支援に取り組んでおります。今後も継続して支援してまいりたいと思います。支出は文化協会補助金のみで、執行率は 99.20%でございます。

続きまして、「10 款 4 項 3 目 9 帆引き船保存活用対策事業」について、平成 27 年度設立しました帆引き船帆引き網漁法保存会として市民協働の関係で帆引き船操業者の後継者対策。国・県指定無形民俗文化財指定に向けての調査研究、その他帆引き船の各種普及活動に取り組んでおります。また平成 28 年度は一般財団法人地域創造から助成金 200 万円の寄付を受け、「帆引き船出航までの匠の技」というタイトルの DVD を業務委託にて作成しました。主な支出は、デジタル記録保存業務委託費並びに帆引き船保存会補助金の支出でございます。執行率は 95.82%でございます。

続きまして、「10 款 4 項 4 目 2 図書館運営事業」について、図書館図書の日常の貸出し及び図書の整理や読み聞かせグループ並びに読書会の活動支援など図書館の適正な活動の支援を務めるための事業でございます。主な支出は、図書の貸出し返却整理のための図書システムの使用料や臨時職員の賃金でございます。執行率は 99.27%でございます。

続きまして、「10 款 4 項 4 目 4 蔵書整備事業」について、住民ニーズに応じた図書雑誌並びに視聴覚資料を計画的に購入する事業でございます。また住民の方が借りやすくなるようにボランティアの方々の手を借りて定期的にあじさい館本館図書館では月 1 回、千代田分館では 2 カ月に 1 回の蔵書点検作業を実施しております。また、平成 27 年度からは借りやすい図書館を目指しまして不用図書のリサイクルにも積極的に取り組んでおります。平成 28 年度においても、ふれあい生涯学習フェア開催に合わせて 2,229 冊の不用図書が希望者に引き取られました。主な支出は、経常

経費が消耗品費による雑誌購入。政策経費が図書と視聴覚資料の購入費で
ございます。

続きまして、「10 款 4 項 4 目 5 ブックスタート事業」について、子育て
支援の一環及び新しい図書館ファンの開拓のため、保健センターと連携し
4 か月検診の際に読み聞かせボランティアの方々の協力を得て赤ちゃんと
その保護者を対象に絵本などの読み聞かせを行っております。主な支出
は、絵本購入費でございます。執行率は 99.97%でございます。

続きまして、「10 款 4 項 5 目 2 郷土資料館管理運営事業」について、市
民の皆様が本市の歴史や文化を学ぶことによりふるさとに誇りと愛情を
もっていただけるよう目指し、また市外の方は本市に関心と興味を持って
もらえるよう本市の偉人や歴史的事柄にスポットをあてた特別展や企画
展及びそれらに付随する講演会の開催や出版物の発行。その他文化歴史に
関する各種教室などを市民学芸員の皆様のご協力をいただきながら様々
なふるさと事業を推進しております。なお、平成 29 年 1 月から郷土資料
館は歴史博物館へグレードアップした経緯もあり今後はさらに拡充した
事業で内外にその魅力をつたえられる歴史博物館を目指します。主な支出
は、経常経費は光熱水費や樹木等管理委託でございます。政策経費は臨時
職員の賃金、修繕料及び印刷製本費でございます。執行率はそれぞれ、
96.45%と 84.05%でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 : 続いてスポーツ健康づくりに関する説明をお願いします。

スポーツ健康づくり企画監 : それでは、スポーツ健康づくり担当に関する歳入決算からご説明申し上
げます。15・16 ページ「13 款 1 項 5 目教育使用料」3 節から 8 節までが
所管する施設使用料でございます。金額は 6,341,645 円で収入率は
113.12%でございます。前年対比では 101.73%でございます。教育使用料
につきましては平成 20 年度ころから大幅に増加した経過がございます。
増加の理由としましてはインターネットを利用した「いばらき公共施設予
約システム」により施設を予約する際の利便性が向上したものと思われま
す。また、体育施設等の管理を一括管理とし適切な維持管理に努めた結果、
施設の質も向上したところでございます。

続きまして、29 ページ「20 款 5 項 7 目 1 節、教室・講座及び大会参加
料 1,712,980 円の内、水泳教室・マラソン大会及び茨城国体デモンスト
レーション競技であるペタンクとグランドゴルフなどの教室を実施して
おります。それらの参加料は 195,500 円でございます。

続きまして、32 ページ雑入・多目的運動広場事務所光熱水費負担金で
ございます。こちらは多目的運動広場内にございますシルバー人材センター
事務所がありまして 1 か月あたり 20,000 円で 1 年間 120,000 円の負担金
を頂いております。歳入に関する説明は以上でございます。

続きまして歳出決算をご説明申し上げます。

75・76 ページをご覧ください。「10 款 5 項 1 目 03 かすみがうらマラソ
ン大会開催事業」について、事業内容としましては毎年 4 月に開催して
いるかすみがうらマラソン兼国際盲人マラソン大会への補助金 3,000,000 円
の支出で、執行率は 100%でございます。この大会については、かすみ
がうらマラソン実行委員会を組織しておりまして土浦市からは 13,000,000
円、かすみがうら市からは 3,000,000 円の補助金を支出して開催して
おります。国内屈指のマラソン大会として開催しております。2016・2017 年大
会は土浦市川口運動公園が改修工事の影響のより参加人数を 25,000 人か
ら 20,000 人として開催しました。

続きまして「10 款 5 項 1 目 04 市民ふれあいスポーツ推進事業」について、市民の体力づくり・健康づくりを推進するための事業でございます。子どもから高齢者までそれぞれの目的に応じて様々なスポーツ活動に取り組む機会を提供してございます。主な支出は 8 節学校施設開放管理人謝礼が 1,020,000 円でございます。予算額に対しての執行率は 99.40%でございます。市内小中学校体育館の夜間開放に関して鍵の管理をしていただいております。1 か月当たり 6,000 円で全 15 校分の費用でございます。

次に 78 ページ 19 節恋瀬川サイクリングコース管理運営協議会負担金 600,000 円でございます。石岡市が 1,030,000 円、かすみがうら市が 600,000 円を運営協議会へ支出している内容でございます。内容としましてサイクリングコース 17 km の維持管理及び両市にてサイクリング大会を開催するための費用になっております。執行率につきましては、100%でございます。

続きまして「10 款 5 項 1 目 05 市民ふれあいスポーツ推進事業（政策）」について、市民ふれあいスポーツフェア・市民マラソン大会・各種スポーツ教室等のイベントを開催しまして市民にスポーツレクリエーションの機会を提供して体力づくり・健康づくりを推進する事業でございます。主な支出としましては 8 節各種大会記念品 539,907 円でございます。内容としましては、市民ふれあいスポーツフェア・市民マラソンの大会への参加賞代等に係る費用でございます。また、13 節市民協働スポーツ推進事業委託 300,000 円でございますが、市内に 2 つある総合型スポーツクラブへのスポーツレクリエーション祭などすべての活動に係る費用でございます。

続きまして「10 款 5 項 1 目 06 スポーツ団体育成事業、07 スポーツ団体育成事業（政策）」について、スポーツ推進委員・体育協会を通して様々な活動をしている市民及びスポーツ団体に対し支援するものでございます。主な支出としましては、経常経費がスポーツ推進委員への報酬 577,500 円でございます。1 日あたり 7,500 円 26 名分の報酬でございます。執行率は 99.91%でございます。次に政策経費でございますが、13 節スポーツ少年団球技大会委託 500,000 円でございます。こちらは、スポーツ少年団軟式野球・ソフトボール・バレーボール・サッカー・ミニバスケットボール・ソフトテニス・空手スポーツ少年団等の市長杯大会等の事業委託でございます。いずれも自主運営で大会開催をお願いしております。次に 19 節体育協会補助金 3,311,000 円でございます。体育協会補助金につきましては、事業費助成型補助金でございます。支出予算のうち会議費・各補助金・報償費などの合計の 75%を補助してございます。

続きまして「10 款 5 項 2 目 02 体育センター管理運営事業」から 82 ページ「06 第 1 常陸野公園管理運営事業」について、市内に有する体育施設の維持管理費用でございます。主な支出としましては、全施設とも 13 節施設管理委託でございます。こちらは各体育施設の受付業務、また草刈りなどの維持管理業務費用でございます。全施設合計の委託費が 36,210,240 円でございます。どの施設も老朽化が進んでおり施設修繕が追い付いていない状況でございます。平成 28 年度はわかぐり運動公園管理事業においてわかぐり運動公園多目的運動場内の防球ネットの老朽化により危険と判断し補正予算により防球ネット改修工事費 5,700,000 円を計上し改修工事を実施しました。今後も計画的修繕を実施し利用者の安心安全を確保しながら運営していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

教 育 長 : 説明ご苦労様でした。この後、質疑を行いたいと思っておりますが一時休憩をしたいと思います。

－ 休憩 －

- 教 育 長 : 会議を再開します。
先ほど事務局3名から説明がありました。質問などありましたらお願いします。
- 委 員 : たくさんの事業を行っており大変ご苦勞様です。
その中で校長・教頭に関する補助金と申しまししょうか負担金など市で負担していただいているのがわかります。大変ありがたいことだと感じました。また、生涯学習分野ではコミュニティ事業を住民の方が中心となって実施していることは時代の流れでもあると思いますし、企画した人が本気になって実施することですので大変良いことだと思います。今後も引き続き実施していただきたいと思いますので、企画をする住民の方々から補助金などが必要と要望される場合は補助金を出していただければと思います。
- 教 育 長 : 質問なのですが、専門用語と言いまししょうか分からない用語がありますので教えていただきたいと思います。歳入の関する部分ですが、表の項目に「調定額」「収入済額」「不能欠損額」「収入未済額」これらの意味はどういうことか教えていただきたい。
- 教 育 長 : それでは、学校教育課長から説明をお願いします。
- 学 校 教 育 課 長 : それでは、「調定額」から説明いたします。
調定とは、歳入すべき金額を決定する行為であり、決定した額が調定額となります。続きまして、「収入済額」ですが、当該年度に調定したもののうち、出納整理期間までに納入されたものでございます。
- 委 員 : 収入済額とは、調定額を確認したということですか。
- 学 校 教 育 課 長 : 実際に市に納入された額ということです。補助金などが確定して歳入を受け入れることが整ったということです。
- 委 員 : それでは、調定額と収入額は同じ額となるわけですね。
- 学 校 教 育 課 長 : ほとんど同じ額になるのですが、すべて同じ額ではありません。例えば、表下段の補助事業ですが右端に「収入未済額」と記載があります。詳細ですが、南小学校給食室の改築工事に係る補助事業を平成28年度中に実施予定でしたが、補助額の決定は当該年度中には確定したのですが補助額が確定した時期がかなり遅い時期であったため事業を実施することが出来ませんでした。ついては、その事業を次の年度に繰越をして実施することとなりました。補助額は確定しているのですが事業を実施していませんので、まだ補助金が納入されていないということになります。
- 委 員 : 収入済額と収入未済額を合わせた金額が調定額となるわけですね。
- 学 校 教 育 課 長 : その通りです。
- 委 員 : 次に歳出について、46ページを例に質問します。
「不用額」とは意味を教えてください。

学校教育課長： 実施した事業に要した経費が予算よりも少なく済んだため、支出しなかった額でございます。

委員： 使わなかった額ということですね。

学校教育課長： 工事を例にしますと、設計額があり、発注の際に入札を行います。その際に落札された額は設計額を下回りますので、その時に差が出た金額が不要額となります。このようなお金を不用額と言います。

委員： わかりました。
次にですが、学校授業で使用するタブレット端末ですが、その借上料は14節パソコン借上料に含まれるのですか。

学校教育課長： 今見ていただいている、小学校管理運営事業中のパソコン借上料ですが職員室で使用するパソコンなどでございます。パソコン教室で使用するコンピュータにつきましては、52ページをご覧ください。コンピュータ設置事業中の14節パソコン借上料が該当する項目でございます。

委員： わかりました。パソコンに係わる内容で別の質問ですが、13節セキュリティ強化対策委託ですが、パソコンなどのウィルス対策に係る費用でよろしいでしょうか。

学校教育課長： その通りです。

委員： 48ページの小学校保健事業13節教職員ストレスチェック業務委託に関して質問します。
先ほど教育長がおっしゃっていた関連なのですが、教職員が心を痛めると申しましょうか現実的にどのような内容でストレスチェックを実施しているのでしょうか教えていただきたいと思えます。

学校教育課長： 市職員と同様に行っており、インターネットを使用し質問形式でストレス度をチェックしております。

委員： パソコンの画面を見ながら質問に答えていくのですね。
平成28年度から実施しているのですね。
次に60ページ中の「前年度繰越明許繰越額不用額」の明許とはどのような意味なのか。

教育部長： 行政予算は単年度の原則がございます。基本1年の間でしか使用できないこととなっております。単年度の原則の例外規定がございます。そのうちの一つが繰越明許と呼ばれるもので事業の性質により当該年度に支出できない経費について、翌年度に繰り越して使用できることとしたものを言います。その他には継続費と呼ばれるもので複数年にかけて使用できるものです。最後に事故繰越と呼ばれるものですが、避けがたい事故によって当該年度中に支出が終わらない経費を、翌年度に繰り越して使用できることとしたものを言います。予算を繰越するための会計上の手続きでございます。

委員： ありがとうございます。

教 育 長 : その他ご質問ございませんか。

委 員 : 不用額について質問です。一般企業ですと不用額とは呼ばれる差額と言いますか収益などとして保存する所ではと思うのですが、行政では、支出しなかった予算、または必要としなかった予算は返すということが正しい方法なのか教えていただきたい。

教 育 部 長 : 言葉のとおりなのですが、まさに不用であって使わなかった予算でございます。この使わなかった金額は必ず決算書に記載されます。毎年予算全体ですが億を超える不用額が発生しており監査委員から好ましくないと指摘されております。なぜかと言いますと、予定があつて予算を作成するのですが、何らかの理由で使わなかったのです。工事を例にお話ししますと発注する際の入札を実施します。そこで予定価格を下回って落札されます。ここで発生する不用額は入札差金と呼ばれるものでございます。この場合の入札差金は理由として認められます。入札差金が発生した場合は3月に開催される市議会にて予算の減額補正をして極力不用額を減らすようと指摘をされてございます。しかし実際は工事完成までに請負額の増額が見込まれるなど様々な理由により予算の減額補正が出来ずに不用額として残ってしまうことがございます。このような理由であっても監査委員からは極力不用額を減らすようとご指摘を受けております。

先ほど各課長から説明があつた中で「執行率」の説明があつたと思いますが、その執行率が不用額に関する説明でもあります。執行率が低いということは決算上あまり好ましくないとはいえますが、様々な理由がありますので一概に言えない部分はあるかと思いますが、現実的には不用額が発生してしまいます。我々としても3月議会に減額補正を行い極力不用額を減らすようにしております。不用額を減らすということは、極端な例になりますが他の事業に予算が回るという有効活用ができるわけです。今後も極力不用額を減らせる努力をしていきたいと思っております。

委 員 : ありがとうございます。

教 育 長 : この件は8月17日に平成28年度予算決算講評があり監査委員さんより不用額について極力減らすようご指摘を頂いておりますので、私からも付け加えてお話しさせていただきます。
その他ございませんか。

委 員 : P70の図書館運営事業について質問します。支出の大部分を占めるのが図書システム使用料なのですが、私も図書館をよく利用するのですが、図書貸出しの際のICチップなど様々な機器類のことでしょうか。

生涯学習課長 : 平成26年度より新しい図書システムに切り替えしました。以前のシステムと違うところがございますが、自分で借りることができるようになりました。図書館のカウンターを通すことなくセルフレジの様なイメージです。このようなシステムが構築されたことによりカウンター業務が軽減されます。配置された係員は今までよりレファレンス業務に力を入れることができるということでございます。

新たな図書システム導入後は本の貸出し冊数は大きく増えてございます。また貸出しだけでなく図書整理も効率良く行うことができ、併せて入館者数の把握も以前は係員がカウンターで数えていたのですが現在は自

動的にチェックできるようになりました。

委員： 説明ありがとうございます。

図書システム使用料に見合う効率化が図れたようです。また図書館の質の向上も図れたように思います。たくさんあるメリットを生かしていただきたいと思います。

続きまして、様々な施設の管理運営に多額の費用を要することが決算資料から見えます。例えばP80からございます体育施設ですが、その中で土地借上料ですが大変多くの予算が使われていると思います。土地賃借契約額の見直しを行うことは無いのでしょうか。

スポーツ健康づくり企画監： 契約額の見直しについてですが、しばらくの間契約額を見直した経緯はございません。第1常陸野公園とわかぐり運動公園については平成29年度をもって契約期間が満了となります。現在検査管財課と協議しているところでございますが、第1常陸野公園については買い取りした箇所と借地契約の部分が混在しており、借地部分については買い取りを進める方向で協議をしております。買い取りに応じただけでない場合は返還する考えでございます。わかぐり運動公園は全部借地なのですが、利用者も大変多く土地を返還することも現実的ではないため、今後契約単価の引き下げを検討し進めてまいりたいと思います。また、今までは20年間という長期の契約期間だったものを短く設定する方法など様々な協議を行っております。

教育部長： 生涯学習課に在籍していた時の話をさせていただきます。総面積で18町歩で金額が18,000,000円であったと思います。この面積は体育施設・公民館施設などで平米あたり1,000円になります。借上げ単価は当時の相場と言いましょか評価額を基に決定したと思います。千代田地区においては3年に1度見直すと契約書に明記しております。霞ヶ浦地区は双方協議により適宜見直すこととしております。土地の評価に関してですが、少し個人的な考えかもしれませんが、戦後土地の評価は上がってきたと思うのですが、それに伴い評価額もあがってまして税金は負担調整と言いましていきなり上げると大変な負担になりますので、段階的に調整していたのです。段階的に調整をしておりますと実際には乖離している時もあるのです。ここ10年くらいでしょうか乖離している状態が解消されてきたと思われるのですが、特に市街地は土地評価が下がったなどおっしゃる方がおりますが、実際に評価額が下がっても負担調整により差があったのですが、最近では税金も下がったのでそのように感じると思います。特に市街地ではそのように感じると思います。農村地域の宅地や農地等は評価に追いついたという感じですので評価自体が下がったという訳ではありません。教育委員会が所管している部分の多くは調整区域であり、価格を見直すと明記されておりますが現状を維持する価格となっております。極端に価格の下がった場所もございませんが、価格が下がったと思われる市街化区域については、見直すべきであろうという議論は市議会でもありますので、慎重に検討して行く必要があると思います。昨今市議会の一般質問にもありますが、かすみがうら市の公共施設場所の借地が非常に多いと言われており、必要であれば買い上げる。また必要でないと判断した際は返還する。と監査委員からもご指摘を頂いております。企画監の説明にもありましたように検査管財課と調整しながら市全体の課題としてとらえて修正していこうという段階なので、今後大きく動き出していかなければならない問題だと思っております。

委員：説明ありがとうございました。

教育長：その他ご質問ございませんか。
特に無ければ、議案第26号については、「特に意見ありません」と回答させていただきます。
次に、議案第27号かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について議案といたします。
事務局の説明を求めます。

教育指導室：かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について、5ページ別紙をご覧ください。推薦者は5名で、弁護士として、尾池・伊藤法律事務所の伊藤しのぶ弁護士。精神保健に関して学識経験を有する医師として、土浦厚生病院院長医学博士精神保健指定医精神科専門医の塚原靖二様。心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う能力を有すると認められる者として、茨城大学大学院教育学研究科学校臨床心理選考教授臨床心理士の守屋英子様。学識経験のある者として、元かすみがうら市立下大津小学校長・市教育支援センター「ひたちの広場」相談員の國分成二様。全各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者として、古河市役所健康福祉部福祉総務課主幹、社会福祉士・精神保健福祉士の吉原徹様。以上5名を推薦し委嘱したく議決を求めるものです。

教育長：ただいまの説明について、何かご質問ございませんか。

委員：いじめ問題等対策委員会という組織は、重大なことが発生した際に開かれる委員会でしょうか。

教育指導室：最近の報道で例えますといじめに関する第三者委員会の様なものにあたります。

教育部長：取手市の事例等があり、混乱するといけませんので私から申し上げます。

時系列的に申し上げますと、平成25年9月に国がいじめ防止対策禁止法というものを策定しました。当時の滋賀県大津市の問題を受けて策定したものでございます。平成25年9月に法律が作られ、同年10月に基本方針を作り、平成26年3月に茨城県が基本方針を作り、その後かすみがうら市が平成27年7月にいじめ防止に関する条例を作り、本委員会でもご審議いただいた経緯がございます。

作りました条例の中で取組規定を定めておりまして、市と教育委員会が実施するものと学校が実施するものと大きく2つございます。市の取組は、市の基本方針を定めること。いじめ問題等対策連絡協議会、いじめ問題等対策委員会を設置すること。今回の議案でありますいじめ問題等対策委員会と対策連絡協議会の違いですが、対策委員会という組織は同じ有識者でも対策のための審議を行うということで、弁護士・医師・臨床心理士・社会福祉士・学識経験者の5名で組織されております。もう1つの連絡協議会ですが、いわゆる連絡調整であったり情報交換というものであり、警察部局と児童相談所部局・法務局・学校PTA・市職員の9名で組織されており、2つの組織を常時設置しております。もう1つ重要なのが重大事態という言葉が最近聞こえているかと思いますが、重大事態とは身体生命に大きな影響を及ぼすということでございます。重大事態についても常時

設置してある組織でも審議をするのですが、保護者のご理解がいただけない。あるいは信用されない。というようなことがあります。そのような場合には教育委員会から離れて市長部局でいじめ事案再調査委員会という組織があります。教育委員会や学校の審議では信用されない場合に対応するものです。最近ですと取手市の事案がこれにあたるイメージでございます。市の場合は市長部局において監査委員会事務局が所管でしておりまして、公平性を保つために教育委員会からは離れております。

本来は市町村が実施する内容なのですが、報道をもとに取手市を例にご説明しますと、市の調査の信用性に問題があるのではということから、保護者は茨城県に調査を実施してもらいたいという希望をおっしゃられたようです。本来は市町村が実施すべき内容で、県では実施できない内容でしたので、県は国と協議した結果、受託という形で実施したと報道では言われておりました。

いずれにしても再調査委員会は、教育委員会から離れた部局で行うものでございます。議案第27号につきましては、常時設定する委員さんの2年の任期が満了することから、期間を更新するための議案でございます。

本案件とは少し離れますが、再調査に関して国が関与できたということがポイントでございます。大津市での事例では国は関与することができませんでした。重大事態が発生した際の助言指導又は援助を行うことができる内容が法律に明記されましたので取手市の件は国と協議をしたという訳でございます。

委員： いじめ問題等対策委員会は誰が招集するのか。

教育指導室： 教育委員会の求めに応じて招集されます。

委員： 招集される内容が最初に教育委員会に報告され、重大と判断した場合は教育委員会からいじめ問題等対策委員会に審議してもらおうという流れで良いか。

教育指導室： 仮の話で説明いたします。

市立学校は、重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。と条例で定めております。教育委員会に報告があった段階でいじめ問題対策委員会で調査を基にした判断することとなっております。

委員： いじめ問題はあってはならない事だと思っております。先ほどの説明で事案発生から報告までの流れはわかりましたが、いじめ問題が発生した際は速やかに教育委員に報告してもらいたい。報告された内容に基づき協議し、いじめ問題を解決するために必要な機関へつなげる指示を教育委員会としていくことが望ましいと思う。いじめ問題に関する常設された委員会といっても構成員は各地にいる訳ですから速やかにとってもある程度時間を要すると思っております。様々な報告伝達ルートがあると思いますが、教育委員に速やかに情報を提供し、そして協議しその後につなげる形を優先的にとっていただきたいと思っております。

委員： 速やかな情報提供をお願いします。

教育長： 昨年度発生した事案が参考となりますが、初期対応に時間を要したことからその後の対応にさらに時間を要した反省点がありますので、田澤委員

さんがおっしゃられたことは重要なことでもありますので、教育委員会事務局は速やかな対応をしていただきたいと思います。

委員： いじめ事案があった場合は、定例教育委員会の開催に合わせての報告にこだわらず、スピード感をもって教育委員に報告し速やかに協議の場を作ってもらいたい。その他に様々な報告ルートがあると思いますが、それぞれ確実に実施していただき問題解決に向けて努力していただきたい。

教育長： その通りだと思います。改めて教育委員会事務局には確実にまた、スピード感をもって対応してもらいたいと思います。

その他ございませんか。

質疑がないようですので議案第 27 号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案 27 号については、原案のとおり決します。

以上で、本日の付議案件の審議はすべて終了しましたが、事務局から 2 件の議案を追加したいとの申し出がありますが、本日の日程に追加してよろしいか伺います。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしとのことですので、日程に追加いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 28 号かすみがうら市立千代田中学校区統合小学校整備基本計画策定委員会設置要綱について議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長： かすみがうら市立千代田中学校区統合小学校整備基本計画策定委員会設置要綱について定めるものでございます。資料 2 ページ以降をご覧ください。所掌事項として、千代田中学校区における統合小学校の学校施設の整備に関する事項、小中一貫教育に関する事項として、整備基本計画の案を作成し、教育委員会に報告するものでございます。次に組織については委員 20 人以内で組織するものでございます。学識経験を有する者、千代田中学校区小学校の学校長、児童生徒保護者の代表、未就学児保護者の代表、通学区域の地域の代表、市議会議員となりまして、任期については平成 31 年 3 月 31 日までとします。

基本計画の策定につきましては、平成 29 年度中と考えておりますが、その後の基本設計に関しても委員の方の意見を頂戴したいと考えておりますので、任期を平成 31 年度末としております。説明は以上でございます。

教育長： ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

質疑が無いようですので、議案第 28 号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案 28 号については、原案のとおり決します。

次に議案第 29 号議案に係る意見聴取についてですが、補正予算の内容で、市議会の提出前でありますので、その性質上これを非公開としてよろしいか伺います。

(「異議なし。」の声あり)

【議案第 29 号】「議案に係る意見聴取について」（非公開）
事務局説明を求めます。

教 育 長 : これより会議を公開いたします。
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より、順次、説明をお願いします
学校教育課の事業報告及び計画を説明
(8月の事業報告及び9月の事業計画、内容省略)
生涯学習課社会教育係の事業報告及び計画を説明
(8月の事業報告及び9月の事業計画、内容省略)
スポーツ健康づくり担当の事業報告及び計画を説明
(8月の事業報告及び9月の事業計画、内容省略)
学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明
(8月の事業報告及び9月の事業計画、内容省略)
歴史博物館の事業報告及び計画を説明
(8月の事業報告及び9月の事業計画、内容省略)
霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(8月の事業報告及び9月の事業計画、内容省略)
千代田中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(8月の事業報告及び9月の事業計画、内容省略)
下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(8月の事業報告及び9月の事業計画、内容省略)
図書館の事業報告及び計画を説明
(8月の事業報告及び9月の事業計画、内容省略)

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑はございませんか。

委 員 : 8月19日に開催されましたみんなの夏祭りですが、私も地域の一人として参加させていただきましてありがとうございました。また関係者の皆さまにつきましては大変お疲れ様でした。地域住民の交流の場として大変有効な企画であったと思います。私自身も普段会えない人と会うことができ地域暮らす人の絆づくりに大いに貢献して下さったと思います。感謝申し上げます。

教 育 長 : その他ございませんか。
それでは、特にないようですので、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。
次回の定例教育委員会は9月28日木曜日、午前9時より霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。
お忙しい中、ご質疑、誠にありがとうございました。

学校教育課長補佐 : 起立、礼。

閉会 午前 11 時 30 分

教 育 長

書 記 加藤洋一

書 記 岩田幸生